

令和元年度

第2回 夜間中等等調査研究部会

令和元年8月30日（金）午前10時～正午

鳥取県教育センター第1研修室（本館2階）

日 程

1 開 会

2 挨 拶

3 報 告

（1）夜間中学先進地視察の概要について（川口市立芝西中学校陽春分校）

【資料1】【資料2】

4 協 議

（1）鳥取県で考えられる公立夜間中学の形と課題について（たたき台）【資料3】

（2）公立夜間中学設置以外での学び（鳥取県型夜間中学）の形について

（たたき台）【資料4】

5 連 絡

6 閉 会

鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」専門委員

任期：平成30年5月28日～令和2年3月31日

区 分	氏 名	職 名
有識者	新 井 則 子	南部町人権教育啓発専門員
	岩 本 由美子	公益財団法人鳥取県国際交流財団 事務局次長
	松 島 綽 子	中部子ども支援センター センター長
	山 根 俊 喜	鳥取大学地域学部学部長
	横 井 司 朗	学校法人鶏鳴学園青翔開智 中学校・高等学校理事長
市町村教育委員会代表	小 椋 博 幸	倉吉市教育委員会教育長
	藪 田 邦 彦	八頭町教育委員会教育長
学校現場代表	松 岡 昭 長	鳥取市立青谷中学校長

(五十音順・敬称略)

- 1 視察日時 令和元年7月9日（火）午後3時から午後6時まで
- 2 視察場所 川口市立芝西中学校陽春分校 埼玉県川口市並木町1-26-1
- 3 参加者 夜間中学等調査研究部会専門委員及び県教育委員会事務局職員

4 概要

<設置の経緯について>

- ・平成28年の確保法成立以前から、埼玉県内に夜間中学設置に向けた動きはあったが、どの市町村も設置の意向はなく、県立中学校への併設等、県立で設置する案もあった。川口市には以前から「自主夜間中学をつくる会」があり、代表は、全国の会の会長も兼ねている。
- ・平成29年に川口市長が川口市在住の外国人の多さや、中核市になることを鑑みて「作る」と決定した。
- ・「各県に1つ」という方針の上、現在他の市町村や県としての設置の動きはない。
- ・「外国人のための学校を税金で作るのか」という市民の声があったため、各地で説明会を開催し、「外国籍の方に限らず、全ての人の学びの場を保障する場である」という夜間中学の趣旨を丁寧に説明し、理解を求めた。
- ・現在は統合された高校の校舎を使用しているが、新校舎を建設予定であり、費用の2分の1を国が負担。バリアフリー等、最新の設備を計画している。現在の場所は、廃校になった学校の跡地であり、土地は川口市のものである。複合施設とすると、補助の対象にならないため、夜間中学だけのための校舎とする。芝西中学校本校と同じ敷地内ではない。9月の議会で正式に予算額を公表する予定である。
- ・2部制だと昼間の学校を新設することになり、時間がかかるなどの理由から、2部制ではなく分校にした。

<入学対象者について>

- ・埼玉県全域を対象とし、市外在住の者に対しては、生徒が住んでいる市町村が、生徒1人あたり年間8～9万円（校務員、養護教諭、支援員等の人件費に関して年間にかかる約688万を月割りし、月ごとで在籍する市外から通う生徒数で頭割りした金額）を負担する。しかし、この方法だと予算化ができないため、年度途中での転入学が難しい。また、在籍生徒数が変動するため、事務手続きが大変煩雑になるので、該当する者の有無にかかわらず、県内の市町村から一定額の負担をお願いするのが望ましい。
- ・他の市町村からの理解は得られており、当事者意識がある。川口市が設置意向を示す前から、埼玉県が「関係市町協議会」を立ち上げ、夜間中学設置に係る協議を行ってきた。本年度は、会議の回数は減っているが、継続しており、川口市の取組や意向等を伝えている。
- ・他の市町村からの受け入れにあたっては、個人情報扱うルールが各自治体によって異なるので、学籍簿のやりとりが難しい。
- ・県は県費負担職員8名分の人件費を負担する。
- ・「入学予定者を120人」とした根拠は、ニーズ調査を行った際、387名が夜間中学に通う事に関して前向きな回答をしたが、全員が実際の入学希望者にならないと想定し、6クラス（240人）を見込んで施設面を計画した。3年間で徐々に生徒が増えることを考え、120人とした。80名程度が入学希望したが、直前の辞退があり、実際に入学したのは78名。「見込みよりも少ない」と報道される事があるが、12月時点での入学希望者は60名程度で、78名は想定内の数字であり、全国の他の夜間中学と比べても大きな数である。

- ・ 学級編成は1年生2クラス、3年生1クラスである。入学の際の面談で3年間継続して通うことについて不安があった者等を3年生とする等、それぞれのニーズに合わせている。しかし、3年生に在籍する生徒が実際今年1年間で卒業するかどうかについては不明である。
- ・ 出席率は大変良く、日々8割から9割が出席している。先生方の努力もある。
- ・ 不登校経験者は8名程度である。
- ・ 学齢期の不登校生徒を受け入れない理由の1つは、学齢期の生徒には本来行くべき中学校がある、という考え方に基づいている。また、適応指導教室等もあることも理由にあげられる。しかし、今後ニーズも変化してくると捉えているので、変わってくるかもしれない。
- ・ 入学者の選抜については、基本的に本人が希望すれば受け入れる。面接で「学び直したい」「学びたい」という意思を確認した。
- ・ 遠方から通う生徒に対して交通費等の支援はしていない。川口市内在住の生徒に対しては援助ができるが、市外から通う生徒にはできないので、不公平が生じる。成人であっても「学生」なので学割が適応される。

<教育課程、学校行事等運営について>

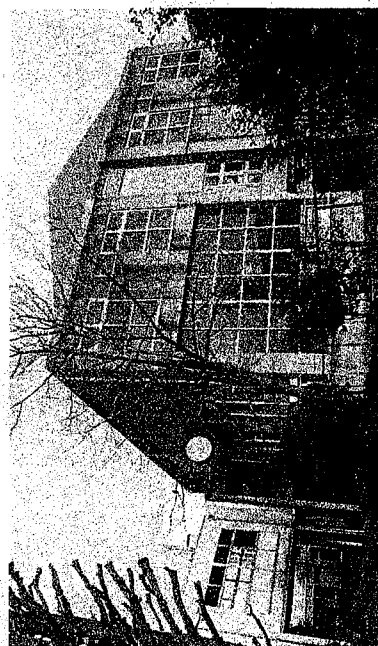
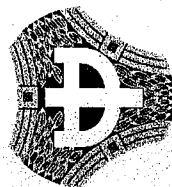
- ・ 様々なニーズに応えるような教育課程を組んでいる。中学校の学習内容を基本とするが、必要であれば小学校の内容も学べる。自分の学びに合った教科書を選び、小学校の教科書を使用することも可能である。
- ・ 学びの差が大きいため、学年や学級を設けているが、授業になると別の学習集団編成を行う。一斉指導が苦手な不登校になっていた生徒もいる。
- ・ 当初は1単位あたり40分で行っていたが、生徒の授業の様子を見て、現在は45分にしている。
- ・ 日本語指導については、加配があり、取り出し指導を行っている。日本語指導は免許がいらないので、授業のない教員が交代で指導することがある。目的は日常的な日本語習得ではなく、授業を受けるための日本語学習である。
- ・ 現在配置されている教員は、夜間中学での勤務を希望した者で、意欲的で職員集団としてまとまりがある。様々な生徒がいるので、生徒と向き合いながらやっていける力量のある教員が必要である。
- ・ 学校へのボランティアについては、希望があれば面談をし、受け入れている。中国語ができる大学生等がいて助かっている。
- ・ 学習指導要領に沿った教育課程で行うが、校長判断による場所が多く、1050時間という縛りもない。生涯学習や日本語学校とは違うので、全ての教科を学ばなければならないが、その強制力が生徒の学びへの意欲を高め、出席率の良さにつながっているのではないかと分析している。
- ・ 評価については、テストは行わず、通知表で通信欄に記述をする。要録には数値での評価を記録しなければならないので、授業内で見取って記録を残す等、それぞれの教師が工夫している。
- ・ 学校行事については、体育祭や合唱コンクールなど芝西中学校本校と合同で行うものと、分校のみで行うものを計画している。参加は強制しておらず、本年度様子をみてさらに検討していく。現在は両校の生徒会がビデオレターでやり取りをしており、直接出会ったり、活動を共にしたりはしていない。

○授業参観 選択（音楽・百人一首・国語・日本語）の授業を見学。

どの教室でも、誰もが一生懸命に学んでいた。様々な国籍、年齢の方が互いに教え合ったり、助け合ったりするなど、大変温かい雰囲気であった。先生方は一人一人に声をかけるなど、支援を丁寧にしておられた。また、登校時や授業後に明るく挨拶をしてくれる生徒が多かった。生徒同士や、生徒と教員との人間関係もよいと感じられた。

令和元年度

学校要覧



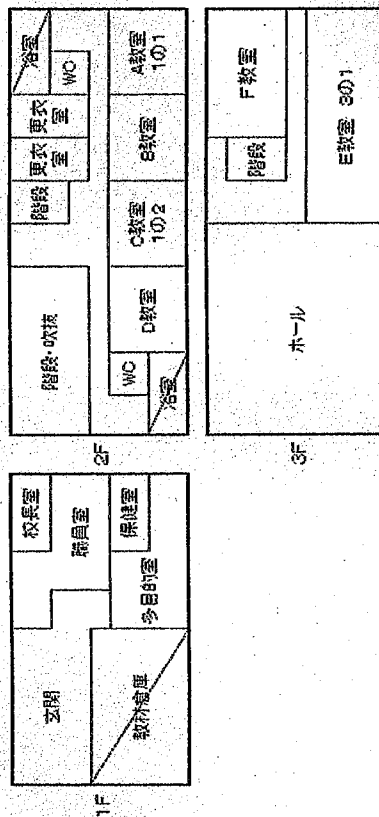
川口市立芝西中学校陽春分校

〒332-0034 埼玉県川口市並木 1-26-1
TEL 048-497-1893 FAX 048-497-3981

VII 教職員一覧

1	校長	杉田 明	保体	12	教諭	佐川 靖子	3年副担任	英語
2	教頭	星野 泰久	数学	13	教諭	竹内まゆみ	3年副担任	日本語
3	教諭	雲出 智子	1年1組 社会	14	教諭	高橋 祐		数学
4	教諭	小池千栄子	1年2組 音楽	15	教諭	小谷 彰治		理科
5	教諭	佐々木俊二	1年副担任 理科	16	教諭	田邊 優子		美術
6	教諭	河合 豊	1年副担任 数学	17	教諭	伊藤 松雄		技術
7	教諭	小泉 淳子	1年副担任 家庭	18	養護	中山絵理佳		
8	教諭	伊藤 美穂	1年副担任 国語	19	A.T	李 晧潔		日本語
9	教諭	安部 懸一	1年副担任 保体	20	A.T	林 娜		日本語
10	教諭	小林 和陽	3年1組 国語	21	校務員	亀井 孝師		
11	教諭	川中 佳子	3年副担任 数学	22	ALT	ゾネハバ ブエハ、ンゴ		英語

VIII 学級配置図



校歌

作詞 松本 旭
作曲 折山 俊也

- さくらの花の かがやきに
そよ風ゆれて 時は春
学びの道の 書を読めば
教室の隅まで 声とおる
心からだも 健やかに
真理もとめる いたなみを
今日もつづけて ともに進もう
芝西中の われわれら
- 青空たかく 白さぎの
ゆたかに舞って 時は秋
光る手挙げて 君呼べば
校庭の隅まで 声とおる
心からだも さわやかに
真実みちる いたなみを
明日へつづけて ともに進もう

I 学校の沿革

- 平成 28 年 12 月 「義務教育の段階における 普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」成立
- 平成 29 年 3 月 川口市長 中学校夜間学級の設置を表明
- 平成 31 年 2 月 旧県陽高校 陽春会館改修完了
- 平成 31 年 4 月 入学式挙行 (16 日 陽春分校) 77 名入学
- 平成 31 年 4 月 開校記念式典挙行 (23 日 陽春分校) ※ 開校記念日制定

II 管理者等

- <設置者>
市長 奥ノ木 信夫
- <管理者>
川口市教育委員会
 教 育 長 茂 呂 修 平
 職 務 代 理 者 菅 原 京 子
 委 員 齊 藤 卓
 委 員 宿 谷 岩 男
 委 員 中 田 裕 之
- <学校医等>
 内 科 本 郷 徳 子
 眼 科 佐 藤 豊 明
 耳 鼻 科 岡 田 武 久
 歯 科 杉 井 克 章
 薬剤師 寺 田 美 雅

<歴代校長>

初 代 杉 田 明 平成 31 年 4 月～

III 学校教育目標及び学校経営方針

1 校 訓

親和・責任・努力

2 学校教育目標

『豊かな心を持ち、たくましく生きる生徒』

3 目指す学校像

「すべては生徒のために 笑顔溢れる学校」
 ひらく 学びたい想いをもつ人は誰でも学べる学校
 えらぶ 各自が幅広く目的に応じた学習を選べる学校
 むすぶ 生徒同士、教師と生徒、学校と地域を結ぶ学校

4 本年度の重点・努力点

- (1) 一人ひとりの学びに対応する学習指導の充実
- (2) 人権教育の充実
- (3) 国際理解教育の充実
- (4) 日本語指導の充実
- (5) 地域教育力の活用と交流教育の充実

5 本年度の校内研修テーマ

「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の工夫」

IV 日課表

登校	16:30～17:25
1校時	17:30～18:10
2校時	18:15～18:55
食事休憩	18:55～19:20
3校時	19:20～20:00
4校時	20:05～20:45
帰りの会	20:45～20:50
清掃	20:50～20:55
下校	20:55～

- 火曜日 職員会議・学年会・校内研修
- 水曜日 企画委員会
- 金曜日 教育相談部会

V 主な行事予定

- 4月 始業式・入学式
- 6月 校外学習
- 7月 終業式
- 8月 地域ふれあい授業
- 9月 始業式 8日 体育祭
- 10月 11.12日 水上自然教室
- 11月 13日 合唱コンクール
- 12月 終業式
- 1月 始業式
- 3月 13日 卒業式・修了式

VI 生徒数 (令和元年5月6日現在)

1年	2年	3年	計
47名	31名	78名	78名

10代	21名	20代	12名
30代	7名	40代	17名
50代	7名	60代	8名
70代	5名	80代	1名

川口市	他市	外国籍
45名	33名	48名

さいたま	藤	中国	22	ベトナム	6
草加	戸田	韓国	4	ネパール	2
三郷	八潮	トルコ	2	ブラジル	2
越谷	吉川	ベルー	2	ミャンマー	2
春日部	上尾	台湾	1	フィリピン	1
伊奈	新座	アフガニスタン	2		
寄居	日高	タイ	1	パキスタン	1
久喜	羽生				

平成28年12月14日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、全ての地方公共団体に、夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他必要な措置を講ずることが義務付けられた。義務教育段階における教育の機会を保障する事は地方公共団体の責務であり、昨年行なったニーズ調査において、少数ではあるが夜間中学に「通ってみたい」「通わせてみたい」といった回答があったことを鑑みると、対象者が県内に散在し、それぞれのニーズが多様である事等、検討すべき課題が多くあるが、夜間中学を設置する場合の「鳥取県で考えられる公立夜間中学の形」をまとめたものである。

※「鳥取県で考えられる公立夜間中学の形」とは、平成30年度から行ってきた調査研究部会での協議結果と、他都府県既設置校及び、設置を決定している自治体の取組事例を参考に、県内に夜間中学が設置される場合に考えられる形を表したものである。

1 設置の主体

設置主体については、中学校であることを鑑みると、基本的には市町村が設置することが望ましいが、対象者が少なく、県内に散在していることや、入学対象者を全県に広げられるということを考えると県立での設置も考えられる。

※令和元年7月に各市町村教育委員会に意向確認を行ったが、設置の意向がある自治体はなかった。

2 設置場所

設置場所については、平成30年度に実施したニーズ調査で「夜間中学に通ってみたい」と回答した人は県内各地に散在しているが、人口や交通の便を考えると、利便性のよい市部の中心地が候補としてあげられる。

3 対象生徒

(1) 入学対象者

鳥取県の現状を考えると、学齢期の不登校生徒と不登校経験のある既卒者が主な対象者と考えられるが、その他の学び直しを希望する者や、本国において義務教育を修了していない日本の義務教育の学習を希望する外国籍の者についても受け入れることが望ましい。

※学齢期の不登校生徒の受入れについて

学齢期の不登校生徒については、本来は在住する市町村立の学校に通うことが原則であるが、不登校等、様々な事情を抱えた生徒にとって、学びの場を保障する選択肢の1つとして、他の市町村からの受入も可能とすることが考えられる。このため、入学もしくは編入の時点で、本人や保護者、在籍学校長と設置者及び夜間中学校長が面談を行い、決定するのが望ましい。

また、設置者が県あるいは市町村のいずれの場合においても、それぞれの教育委員会が果たす役割を明確にし、転入や、一旦夜間中学に転入した後に元の学校に戻ることの可否等、ルールを設けることが必要である。いずれの場合にも、在籍学校や市町村教育委員会との綿密な協議と慎重な判断が必要である。

※外国籍の者について

外国籍の者に対しては、夜間中学は義務教育未修了者が義務教育段階の学習内容全般について学ぶ場であり、日本語習得のみが主目的ではないということを明確に示し、本人の学びのニーズを確認する必要がある。しかし入学後は必要に応じて日本語指導を行う等、適切な支援を行うとともに、日本の生活習慣等についての学びも確保し、社会的に自立していく力を育成することも検討する。

(2) 受入れ生徒数（設置当初の学年設置）

現時点で生徒数の想定は困難であるが、設置の方向性が固まった段階で、記名のアンケートで追加のニーズ調査を行い、入学を希望する者に対しては、個別に聞き取りを行い、正確な入学見込み人数把握に努めることが必要。その際には、該当の学校、教育委員会とも十分に連携することが重要である。

(3) 入学時期

4月が望ましい。年度途中の転入のルールについて検討する必要がある。

(4) 在学年限

3年間に限定することなく、生徒一人一人のニーズや学習内容の定着状況等に応じて、学校独自の進級・卒業判定の基準を設定することが望ましい。面接、出席日数や成績等を総合的に考慮した判定会議を行う。また、中学校卒業後の進路保障につながるよう留意する。

欠席が続き連絡が取れなくなる場合等を想定し、中途退学についても規則を設けておくことが必要である。

(5) その他

入学にあたっては、面接を実施し、本人の学び直しの意思を確認するとともに、個々の背景や学びのニーズを可能な限り把握し、それらに応じて在籍学年を決定する。

4 学校運営

(1) 教育課程

学習指導要領に基づき、9教科全てを学習できる教育課程編成を行う。その際、個々の生徒の学びの経歴やニーズに応じて、個別の指導体制をとったり、日本語指導を行ったりする等の対応を検討する。

行事等については、状況に応じて、可能な範囲で実施する。

(2) 評価

生徒の実態に応じて行う。定期テスト等や数値による評価を行わず、通知表においては、学習の様子の記述による評価も可能である。指導要録については、基本的に数値での評価が必要であるため、生徒の学習の様子の記録や、ポートフォリオ等を評価材料とするなどの工夫が必要である。また、高等学校への進学等、進路保障の観点からの評価の在り方も検討する必要がある。

(3) 日課表

公共交通機関を利用する等、通学状況を勘案し、日課の設定の在り方に配慮する。(例1)

また、学齢期の生徒を対象とする場合、昼間の形態も考えられる。(例2)

(例1) 夕方

短学活 17:30~17:40

1校時 17:40~18:20

2校時 18:25~19:05

(休憩 15分)

3校時 19:20~20:00

4校時 20:05~20:45

短学活 20:45~20:55

(例2) 昼間

10:00~10:10

10:10~10:50

10:55~11:35

11:40~12:20

(休憩・食事 40分)

13:00~13:40

13:40~13:50

5 教員配置

(1) 教員配置の在り方

学級数に応じて、県費負担職員の配置数が決まるが、9教科の専門性のある指導を行うためには、必要に応じて非常勤講師等の配置も検討する。また、様々な背景を持った生徒や、配慮を要する生徒が入学することが考えられるため、養護教諭等、支援体制を組織することが必要であるとともに、日本語指導が必要な生徒に対して支援員等の派遣の検討が必要である。

教職員については、多様な経歴を持った生徒一人一人の実態に合わせてながら、学習面、生活面ともに指導のできる経験のある者が望ましい。

(2) 服務管理

勤務時間については、昼間部同様7時間45分とする。

6 開設までのスケジュール（準備期間を3年間とした場合の試案）

開設3年前	
	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校夜間学級協議会の設置（第15条に基づく協議会を必要に応じて設置） <ul style="list-style-type: none"> ・細かなニーズ調査による入学希望者の把握 （記名方式による実際の入学候補者に近い人数を把握） ・入学要件・基準等の検討 ・生徒、保護者への支援検討 ・教員数・加配教員・日本語指導員等教員配置についての検討 ・関係条例・規則についての検討 ○中学校夜間学級設置場所・開設時期の決定
開設2年前	
4～6月	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校夜間学級開設準備室の設置 ○中学校夜間学級開設について広報開始 （ホームページ・広報誌・リーフレット作成、配布） ○設置予定市町村（学校・施設）との協議・調整 ○地域住民への説明会・「夜間中学体験」開催
7～9月	○施設・設備の整備について計画
10～12月	<ul style="list-style-type: none"> ○教員研修の実施 ○必要に応じて予算要求
1～3月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程の研究 ○就学助成制度適用について検討 ○関係条例・規則等の整備
開設1年前	
4～6月	<ul style="list-style-type: none"> ○入学希望者募集開始（入学について相談受付） ○入学希望者への説明会の開催
7～9月	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備の設備工事（夏季休業中） ○入学希望者への面接実施
10～3月	<ul style="list-style-type: none"> ○入学者数の決定 ○学級編成、教育課程編成等決定 ○教員研修の実施 ○教材準備開始
開設年 4月	夜間中学の開設・授業開始

7 その他

本県では、平成30年度から鳥取県教育審議会に夜間中学等調査研究部会を設置し、夜間中学等設置にあたっての課題やその解決策に関する検討を行ってきた。先進地視察やニーズ調査、シンポジウムの開催といった取組を通じて、鳥取県で考えられる夜間中学の形を上記の形でまとめることとした。

一方、設置する方向が固まった場合、正式な入学希望者の把握、校舎設置場所や施設設備、転入学に係る体制整備、またそれらにかかる経費等、具体的に検討を進めていくためには、さらなる情報収集や検討を進める必要がある。

加筆・修正等の御意見

公立夜間中学設置以外での学び（鳥取県型夜間中学）の形（たたき台）

鳥取県においては、学び直しのニーズを持った対象者が県内に散在しており、本県の公共交通機関事情、昨年の調査でニーズがあると明らかになった不登校の学齢期の者や形式的卒業者の通学事情を考えると、県内のいずれか1か所に夜間中学を設置しても、全ての者が継続的に通うことは困難であると考えられる。また、それぞれの対象者の背負っている背景や、学びのニーズは多様であり、適切な支援を行うためには加配教員や支援員等を確保することが必要である。

現在鳥取県内では、県、市町村、民間団体により、外国人のための日本語教室、不登校生徒のための適応指導教室やフリースクール、若者支援のためのハートフルスペース等、多様なニーズを持った人々に対して、学習面だけでなく生活面での自立支援も行う取組がなされている。県内一か所に1つの学校を新設するよりも、現存の取組を充実させることで、よりきめ細かな支援を行うことができる。また、高い専門性を持った民間団体の取組を支援したり、県や市町村の取組と連携させたりすることで、学び直しを求める対象者一人一人に対して、それぞれのニーズに適した学びの場を、より確実に保障することができることから、「公立の夜間中学」ではなく「鳥取県型夜間中学」の形として提案するものである。※それぞれの対象者に向けての現在行われている主な支援の具体案は、下記のとおり。

（下線部は想定される新たな取組。）

1 戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者

現時点では、県内におけるニーズを把握できていないが、今後のニーズ次第で、識字学級や生涯学習教室等の充実策を検討する。

※令和元年7月現在市町村の状況について調査した結果、2市で識字学級の設置があった。

2 本国において義務教育を修了していない外国籍の者

○ 公益財団法人国際交流財団の活動の支援・県や市町村の取組と連携

無料の日本語講座が東中西の各地域で週1回行われている。講師による指導だけでなく、日本語指導ボランティアによる学習サポートが行われており、日本語指導ボランティア研修も開催されている。県として、ボランティア研修や各事業について、各市町村教育委員会や学校に周知を図り、支援者の増にむけて、支援を行う。また、財団に関わりのある外国籍の方や、外国人コミュニティに対して、下記の機関等について情報提供を行い、他の学びの場の確保を図っていく。

（参考：現在の日本語クラス実施状況）

東部地区（鳥取市）	中部地区（倉吉市）	西部地区（米子市）
毎週日曜日 基礎1クラス（県民ふれあい会館） 基礎2クラス（県民ふれあい会館） 初級1クラス＜会話＞ （鳥取市高齢者福祉センター） 初級2クラス＜生活漢字＞ （鳥取市高齢者福祉センター） 中級 こどもにほんごクラス （鳥取市高齢者福祉センター）	毎週日曜日（中部総合事務所） 毎週水曜日（倉吉体育文化会館） 基礎クラス 初級クラス	毎週日曜日 （米子コンベンションセンター） 基礎クラス＜講師による指導＞ 初級クラス ＜ボランティアによるグループ学習＞

3 不登校等様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者

(1) 通信制の高等学校での受入

現在、県立では、鳥取緑風高等学校と米子白鳳高等学校に、私立では湯梨浜学園高等学校に通信制課程が設置されており、また、あすなろ高等専修学校、中央高等学園専修学校及び若葉学習会専修学校は広域通信制のクラーク記念国際高等学校または星槎高等学校と連携し、様々な状況の生徒が学んでおり、高等学校においても学びの場は確保されている。

(2)不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業（いじめ・不登校総合対策センター事業）の活用

現在、県内3箇所を設置している鳥取県教育委員会が運営する教育支援センター（ハートフルスペース）において、不登校（傾向）の高校生や中学校卒業者、高校中途退学者の学校復帰や就労、社会参加に向けた支援等を行っている。

（具体的な取組）

電話・来所による相談	家庭訪問等による訪問支援	安心して過ごせる居場所の提供
社会性を育む活動の提供	進路情報の提供	福祉・就労等の関係機関へのつなぎ

4 不登校となっている学齢生徒

(1) 不登校等の生徒を対象とした私立の定時制の「学び直しの場」設立支援

平成30年度の夜間中学等調査研究部会で意見のあった「私立の夜間中学設置案」を基に、民間で設立される不登校の学齢期の生徒が学べる場を支援する。教育課程や、時程を柔軟に設定したり、個別の支援を充実させたりするなど、様々な経歴を抱えた生徒に対応できるようにする。詳細については今後検討していく。

※現在の助成制度は私立夜間中学を想定していないため、要綱改正を行う必要がある。

○私立学校支援のための事業（総合教育推進課事業）

・私立学校教育振興補助金

私立学校（高等学校、中学校、専修学校）の教育条件の維持向上、生徒・保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の安定化を図り、各私立学校の特色ある取組を支援する。

・私立学校施設整備費補助金

私立中学校・高等学校の校舎等の改築、改修（耐震補助工事等）に要する経費の一部を助成することにより、校舎等の耐震化を推進し、教育環境の整備を図る。

・私立学校支援等事業

私立学校が行う取組に対して幅広く支援を行うことにより、人材育成の場としての私立学校の見直向上に資する。

・私立高等学校等就学支援金支給等事業

家庭の状況にかかわらず、すべての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、就学支援金の支給や授業料等の減免助成により、家庭の教育費負担を軽減する。

(2) 中学校内に「適応支援教室」を設置するなど、校内での支援体制を充実させる人員加配を検討

(3) 不登校対策事業（いじめ・不登校対策センター事業）

小・中学校児童生徒への継続した支援のため、中学校へのスクールカウンセラー配置や資質向上に係る研修会及び小学校への「学校生活適応支援員」配置、市町村設置の教育支援センターに対する不登校対策ネットワーク構築支援等の充実により、不登校の未然防止や不登校状態の児童生徒の学校復帰も含めた社会自立を目指す。また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を派遣できる体制を整備する。

(4) フリースクール連携推進事業（総合教育推進課事業）

小・中学校の不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補助、基礎的生活習慣の改善等の相談指導について、民間（私立学校等）のノウハウを活用しながら児童生徒、保護者のニーズに応え選択肢を提供するフリースクールを運営する事業者を支援することにより、児童生徒の社会復帰や社会的自立に資する。

※フリースクールとは：不登校の子どもの受け皿として、その学習権の保障や安心して過ごせる居場所を提供する施設。さらに、通信制高校での学習をサポートするサポート校など、不登校の子どもの対象とした既存の学校とは異なる機関、施設の総称。鳥取県では、鳥取県教育委員会が定める「不登校児童を指導する民間施設のガイドライン」に準拠した相談・指導等を行っている施設4つを支援している。

5 その他(年齢を問わず、不登校(傾向)、引きこもりのへの支援)

不登校児童生徒への自宅学習支援事業 (いじめ・不登校対策センター事業)

学びの機会を失っている不登校児童生徒を対象に、ICT 等を活用した自宅学習支援を行い、学力補充や学校や社会への復帰の後押しを行う。県内3か所の県教育支援センター(ハートフルスペース)に自宅学習支援員を配置し、インターネットを介して学習の進め方をアドバイスしたり心的なサポートを行ったりする。

<その他>

今後も、就学の機会の確保への対応は必要であり、学び直しや学習機会を求める人々のニーズは変化していくことが考えられることから、県内のニーズ状況によっては、夜間中学設置検討も視野に入れつつ、今後も就学の機会の確保に向けた施策を検討していく。その際に、外国人住民や不登校・ひきこもり傾向の者など、様々な背景と学びのニーズを抱える人々に対して、よりよい支援が行えるよう、他課や民間団体など他機関と連携を深め、互いのネットワークを構築する。また、各市町村への支援や情報提供を行うことで、各自治体での社会教育や学校教育等をより一層充実させたり、学び直しのニーズの把握や、県としての取組を充実させたりすることとする。

加筆・修正及び今後の対応策

参考資料

平成30年度及び令和元年度 夜間中等学等調査研究に関する先進地視察結果について

	京都市立洛友中学校・京都市教育委員会 (平成30年10月16日、17日)	尼崎市立成長中学校学区分校 (平成30年10月17日)	高知県 (平成31年4月24日、25日)	徳島県 (平成31年4月24日、25日)	川口市教育委員会・川口市立芝西中学校陽春分校 (令和元年7月9日)	
経緯	夜間中等学として設置し、星間部は後から追加した。午前からの登校が難しい生徒が通っている。星間部は平成19年3月に不登校特例校に指定された。 (京都市内に、洛友中学とは別に、午前中から授業を行う不登校対応の学校がある。) 京都市内に3部制(昼間、夜間、通信)の新しい高校を設置する予定である。	昭和51年に24名の入学生や中国人が多かったが、以前は在日韓国人の方が増加傾向にある。 ・校長1名(本校と兼務)、教頭を含む教諭8名、加配(児童生徒支援)1名、校務員1名 ※養護教諭と事務職員は県に要望中(スクールヘルスリーダーが年間35回配置) ・分枝方式で生徒数が減っても教員定数は変わらないため、学校経営としては安定しているが、一定の人員費は常に必要。 ・設置者は尼崎市 ・現在は車いすの生徒や高齢者が通いづらいこともあり、隣の旧小学校に移転予定(平成32年4月) ・車の免許を持たない人が多いが、公共交通機関で通える場所に設置する必要がある。ただ、この場所も夜はかきなり暗くなるため、仮に学齢期の生徒が通うとなると防犯上の不安はある。	ニース調査を行い、平成29年度にまとめた。平成30年度に追加のニース調査。「世論調査」の中に夜間中等学についてのリーフレット、質問紙を入れる。無作為の3000人に配布し、1600人から回答。うち、42名が「興味がある」「通ってみたい」という回答。	平成27年の「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方(通知)」を経て、ニース調査を開始し、義務教育の学び直しの場や、外国籍の方のニーズがあるところを調査。平成28年度に中学校の教員向けに調査。(全県ではない。)職字学級や国際交流団体に意向を調査し、その結果の中で「ニーズがある」と判断。県が全ての費用を負担し、市町村の負担はない。 ・遠方から通う生徒への通学費の支援については検討中。 ・調査や広報等準備に係る費用は国の委託事業を活用。平成27年度、28年度は60万、本年度は250万程度。	平成28年の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」成立以前から、県内に夜間中等学設置に向けた動きはあったが、どの市町村も設置の意向はなく、県立中学校への併設等、県立で設置する案もあった。 ・川口市には以前から「自主夜間中学をつくる会」があり、代表は全国の会の会長も兼ねている。 ・平成29年は川口市長が川口市在住の外国人の多さや、中核市になることを鑑みて「作る」と決定した。「各県に1つ」という方針の上、現在他の市町村や県としての設置の動きはない。	川口市教育委員会・川口市立芝西中学校陽春分校 (令和元年7月9日) ・平成28年の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」成立以前から、県内に夜間中等学設置に向けた動きはあったが、どの市町村も設置の意向はなく、県立中学校への併設等、県立で設置する案もあった。 ・川口市には以前から「自主夜間中学をつくる会」があり、代表は全国の会の会長も兼ねている。 ・平成29年は川口市長が川口市在住の外国人の多さや、中核市になることを鑑みて「作る」と決定した。「各県に1つ」という方針の上、現在他の市町村や県としての設置の動きはない。
費用	校長1名、教諭1名、教諭4名、養護教諭1名、常勤講師4名、非常勤講師8名、事務職員1名、他にスクールカウンセラー、母語支援員等を配置。 ・勤務時間(常勤の教員)：星間部、夜間部とも全と同じ時間帯で勤務。 ・きめ細やかな対応をしていくには人員が不足しており、学生ボランティア等も活用して対応している。	・校長1名(本校と兼務)、教頭を含む教諭8名、加配(児童生徒支援)1名、校務員1名 ※養護教諭と事務職員は県に要望中(スクールヘルスリーダーが年間35回配置) ・分枝方式で生徒数が減っても教員定数は変わらないため、学校経営としては安定しているが、一定の人員費は常に必要。 ・設置者は尼崎市 ・現在は車いすの生徒や高齢者が通いづらいこともあり、隣の旧小学校に移転予定(平成32年4月) ・車の免許を持たない人が多いが、公共交通機関で通える場所に設置する必要がある。ただ、この場所も夜はかきなり暗くなるため、仮に学齢期の生徒が通うとなると防犯上の不安はある。	星間の高校で1年間、人件費をのぞいて200万から300万を想定しているが詳細は不明。 ・夜間中等学体験」も含め、調査や広報活動等に係る費用は国の委託事業を活用。(「設置を前提」として260万程度)。	県立なので、県が全ての費用を負担し、市町村の負担はない。 ・遠方から通う生徒への通学費の支援については検討中。 ・調査や広報等準備に係る費用は国の委託事業を活用。平成27年度、28年度は60万、本年度は250万程度。	校舎設置については、2分の1を国が負担。 ・市外在住の者に対しては、生徒が住んでいる市町村が、生徒1人あたり年間8〜9万円を負担する。 ・校長(本校と兼務)1名、教諭1名、教諭15名(内、県費負担職員7名)、養護教諭1名、日本語支援2名、校務員1名、ALT1名 ・現在配置されている教員は、夜間中学での勤務を希望した者で、意欲的で職員集団としてまとまりがある。	
設置者	設置者は京都市 京都市では夜間中等学の設置に向けた検討委員会を設置しているようだが、京都市の人口規模であるからこそ成立している仕組みであり、京都市内でも日本海側や山間地では成り立ちにくい可能性が高い。	設置者は尼崎市 現在は車いすの生徒や高齢者が通いづらいこともあり、隣の旧小学校に移転予定(平成32年4月) 車の免許を持たない人が多いが、公共交通機関で通える場所に設置する必要がある。ただ、この場所も夜はかきなり暗くなるため、仮に学齢期の生徒が通うとなると防犯上の不安はある。	全ある中学校の2部制、定時制高等学校への併設等、様々な案を検討中。 ・市町村で「やりたいたい」という自治体は現時点ではない。 ・高校の定時制への併設は難しい。高校の定時制からは、「中高校で苦勞をした子達の学力底上げに力を入れている。」併設にすると、中高一貫でそのまま定時制高校へ進学というイメージにつながることを懸念している。」という意見があった。 ・設置主体・設置地域については未定。今のところ県内1カ所。公共交通機関は発達しておらず、高知駅付近なら午後9時くらいまで明るい。	県立中央高校への併設を決定 立地：駅が近く、周りに4つの高校があり、交通の利便性が良い。 学校運営：中央高校は昼間部、夜間部の定時制、通信制も持つ学校があり、夜間中学の運営のノウハウがある。 ・徳島での「学び直しの拠点」として位置づけられている。 ・現在ある高等学校の施設に併設し、中学校設立のための施設改修も検討中。可能なら中学と高校のエリアを分けたい。	川口市立芝西中学校の分校。 ・現在は統合された高校の校舎を使用しているが、新校舎を建設予定であり、バリアフリー等、最新の設備を計画している。現在の場所は、廃校になった学校の跡地であり、土地は川口市のものである。複合施設とすると、補助の対象にならないため、夜間中学だけのための校舎とする。芝西中学校本校と同じ敷地内ではない。	
地域	・星間部生徒(不登校経験者)と夜間部生徒(高齢者、外国籍の方、形式卒業生)が生徒共々全国唯一の学校。 ・入学希望既卒者は3年前から試験的に入学を認め、現在は2名在籍。市教委が面談し、入学を決定している。 ・外国籍の方の入学希望者は、ほとんどがロコミによる。	・入学対象者は義務教育の年齢を超えた人であり、学齢期の生徒は対象外。 ・入学希望既卒者は3年前から試験的に入学を認め、現在は2名在籍。市教委が面談し、入学を決定している。 ・外国籍の方の入学希望者は、ほとんどがロコミによる。	全てのニーズに対応するのは難しい。 ・学齢期の不登校生徒の入学については慎重な検討が必要。不登校生徒の保護者からの問い合わせはあるが、保護者の行かせたい、という思いと、本人の行きたいという思いは必ずしも合致していない。不登校生徒については、多くの市町村に地教委が運営する「教育研究所」があり、支援している。 ・通卒の引きこもりの方に対しては、「若者サポートステーション」がある。 ・外国籍の方で職業での就労者は増えてきているが、実際の入学希望者は未知、日本語を教える機関はない。 ・職字学級は若干あるが、通う人は少ない。	・はつきりと決まっていない。 ・学齢期の不登校生徒の入学については慎重な検討が必要。全市町村にそれぞれの地教委が運営する支援センターがあり、基本的にはそちらで支援をしていく予定。 ・外国籍の方のニーズが「中学校の教育課程終了」なのか、「日本語」なのか未知。また、その数も未知。県内に国際交流や、外国の方の支援の団体はある。 ・対象は、時代ともにかかわっていくと捉えている。	・埼玉県全域を対象とする。 ・学齢期の不登校生徒は対象にしていない。学齢期の生徒には本来行くべき中学校があり、適応指導教室等もある。 ・今後ニーズも変化してくると捉えているので、変わってくるかもしれない。 ・入学者の選抜については、基本的に本人が希望すれば受け入れる。面接で「学び直したい」「学びたい」という意思を確認した。 ・2019年5月6日現在生徒数1年47名、3年31名 計78名(内訳) 市内45名、他市33名 日本国籍30名、外国籍48名	
対象	・一度転入すると、京都市内の別の中学校には転校できない仕組みとなっている。 ・5、6校時に星間部生徒と夜間部生徒が一層に授業を受ける交流、合同授業を実施。	・外国籍の方に配慮し「国語」ではなく「日本語指導」という教科名を使用している。	・給食は行わない。食べられる環境を整える。他の県立中学校も弁当を外部委託。 ・12月にシンポジウムを開催予定。そこまでは、詳細な計画を詰めていきたい。	・給食は行わない。食べられる環境を整える。他の県立中学校も弁当を外部委託。 ・12月にシンポジウムを開催予定。そこまでは、詳細な計画を詰めていきたい。	・埼玉県全域を対象とする。 ・学齢期の不登校生徒は対象にしていない。学齢期の生徒には本来行くべき中学校があり、適応指導教室等もある。 ・今後ニーズも変化してくると捉えているので、変わってくるかもしれない。 ・入学者の選抜については、基本的に本人が希望すれば受け入れる。面接で「学び直したい」「学びたい」という意思を確認した。 ・2019年5月6日現在生徒数1年47名、3年31名 計78名(内訳) 市内45名、他市33名 日本国籍30名、外国籍48名	
その他	・一度転入すると、京都市内の別の中学校には転校できない仕組みとなっている。 ・5、6校時に星間部生徒と夜間部生徒が一層に授業を受ける交流、合同授業を実施。	・外国籍の方に配慮し「国語」ではなく「日本語指導」という教科名を使用している。	・給食は行わない。食べられる環境を整える。他の県立中学校も弁当を外部委託。 ・12月にシンポジウムを開催予定。そこまでは、詳細な計画を詰めていきたい。	・給食は行わない。食べられる環境を整える。他の県立中学校も弁当を外部委託。 ・12月にシンポジウムを開催予定。そこまでは、詳細な計画を詰めていきたい。	・埼玉県全域を対象とする。 ・学齢期の不登校生徒は対象にしていない。学齢期の生徒には本来行くべき中学校があり、適応指導教室等もある。 ・今後ニーズも変化してくると捉えているので、変わってくるかもしれない。 ・入学者の選抜については、基本的に本人が希望すれば受け入れる。面接で「学び直したい」「学びたい」という意思を確認した。 ・2019年5月6日現在生徒数1年47名、3年31名 計78名(内訳) 市内45名、他市33名 日本国籍30名、外国籍48名	